



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年4月9日（金）

問合せ先：経済政策課

課長：新井

担当：関口・五十幡・畑中

電話：829-1362

内線：4570

令和3年度さいたま市中小企業融資制度について ～「伴走支援型特別資金融資」及び「SDGs企業支援資金融資」 を新たに創設しました～

本市では、市内で事業を営む中小企業者及び創業者が事業資金を円滑に調達できるよう、市制度融資による金融支援を実施しています。

令和3年度では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、事業の継続や雇用の維持に積極的に取り組む中小企業者を下支えするため、新たに「伴走支援型特別資金融資」を創設し、経営の安定化及びウィズコロナ・ポストコロナ禍における産業構造の転換に対応する企業の基盤づくりを支援します。

また、SDGsを意識した持続可能な経営活動を推進する中小企業者の挑戦や成長を後押しするため、「SDGs企業支援資金融資」を創設しました。

	伴走支援型特別資金融資	SDGs企業支援資金融資
融資対象	新型コロナウイルスに係る以下の認定をうけ、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1) セーフティネット保証4号 (2) セーフティネット保証5号 (売上高等減少率が15%以上のものに限る) (3) 危機関連保証	「さいたま市SDGs企業認証※」を受けた中小企業者
資金使途	・運転資金（過去のさいたま市緊急特別資金融資、中口資金融資及び特別中口資金融資について借換可能） ・設備資金	
融資限度額	4,000万円	8,000万円
返済期間	運転資金10年以内、設備資金10年以内	
	<u>（据置期間 5年以内）</u>	（据置期間 1年以内）
利率	年0.90%	<u>年0.60%</u> （現行制度上、最も優遇された率）
保証料率	<u>年0.20%</u> （現行制度上、最も優遇された率）	年0.45%～ 1.59%以内

《その他の融資制度の内容については、別紙「令和3年度中小企業融資一覧」をご確認ください》

【問合せ・申込先】

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課（金融担当）

〔住所〕 さいたま市中央区下落合 5 - 4 - 3 さいたま市産業文化センター 4階

〔電話〕 048-851-6391

〔F A X〕 048-851-6392

〔URL〕 <https://www.sozo-saitama.or.jp/>

※SDGsの理念を尊重し、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営活動を推進する市内企業を、本市が「さいたま市SDGs認証企業」として認証しています。認証企業におけるSDGs経営の推進を支援することで、市内企業の持続可能な成長を後押しすると共に、地域経済の持続可能な発展や社会課題の解決を図ります。

制度の詳細は、以下の市ホームページをご確認ください。

【さいたま市SDGs企業認証制度】

<https://www.city.saitama.jp/005/002/010/013/p080038.html>